

## Bank Pay 取引規定

改定前	改定後
新設	第 3 章 Bank Pay 請求書払い (ことら税公金)
新設	第 26 条(適用範囲)
新設	本章の規定は、当行が提供する地方公共団体への地方税等の納付サービスである「Bank Pay 請求書払い (ことら税公金)」(以下「BP 請求書払い(ことら税公金)」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。また、BP 請求書払い(ことら税公金)が可能な地方税等の対象は、機構が定めるところによるものとします。
新設	第 27 条(登録の方法等)
新設	(1) 利用者アプリを用いて BP 請求書払い(ことら税公金)を行う場合には、第 2 条に従って利用者アプリに預金口座を登録することが必要となります。 (2) 第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定は、利用者アプリを用いた BP 請求書払い(ことら税公金)に関し、「Bank Pay 取引」とあるのを「BP 請求書払い(ことら税公金)」と読み替えて適用するものとします。
新設	第 28 条(利用者アプリを用いた BP 請求書払い(ことら税公金)の方法等)
新設	利用者が、利用者アプリを用いて BP 請求書払い(ことら税公金)を行う場合は、地方公共団体が発行する納付書に印字された QR コード(以下「QR コード」といいます。)を利用者アプリにおいて読み込むことにより、当該納付書に基づく納付の可否を地方公共団体又は地方税共同機構に対して照会し、地方公共団体又は地方税共同機構より納付可能なものとして利用者アプリに送信された納付情報に基づき、登録預金口座から預金を引き落とし、その引落金額をもって、当行に対して BP 請求書払い(ことら税公金)の依頼を行うものとします。BP 請求書払い(ことら税公金)の依頼に当たっては、利用者アプリ上に表示された納付情報に誤りがないか、よく確認してください。
新設	第 29 条(規定の適用)
新設	(1) 第 6 条、第 8 条、第 11 条及び第 12 条の規定は、「Bank Pay 取引」とあるのを「BP 請求書払い(ことら税公金)」と読み替えて適用するものとします。 (2) 第 15 条第 2 項、第 17 条、第 18 条(第 3 項を除く。)、第 19 条(第 1 項第 6 号、第 9 号及び第 15 号を

	<p>除き、第 1 項第 2 号は 1 回あたりの送金額が当行所定の金額を超えるときに限り、第 1 項第 7 号及び第 8 号は利用者に関する部分に限る。)、第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 24 条の規定は、利用者アプリを用いた BP 請求書払い(ことら税公金)に関し、「BP ことら送金」とあるのを「BP 請求書払い(ことら税公金)」と、「送金」とあるのを「納付」と、「送金契約」とあるのを「納付委託契約」と、「送金情報」とあるのを「納付情報」と、「送金依頼」とあるのを「納付委託」と、「送金資金」とあるのを「納付資金」と、「送金通知」とあるのを「納付の依頼に関する通知」と、「誤った送金先に送金した場合」とあるのを「誤った納付先への納付を依頼した場合」と読み替えて適用するものとします。なお、本条で準用する各規定の適用において「受取金融機関」とは、納付先となる地方公共団体所定の金融機関のことをいい、「受取口座」とは、当該金融機関に開設された当該地方公共団体所定の預貯金口座をいいます。</p> <p>(3) 第 19 条第 1 項は次の場合にも適用するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① QR コードに係る情報の内容が適切ではない場合</li> <li>② 破損、汚損又は印刷不良等により QR コードが読み取れない場合</li> <li>③ 支払済みの納付書に係る納付情報による納付の依頼である場合</li> <li>④ BP 請求書払い(ことら税公金)に関わる当行以外の第三者のシステム等の利用が不可である場合</li> </ul>
新設	<b>第 30 条(取引内容の照会等)</b>
新設	納付情報の内容や納入手続の結果、その他地方税等の納入等に関する照会については、納付先である地方公共団体にお問い合わせください。
第 3 章 その他	第 4 章 その他
<b>第 26 条(譲渡・質入れの禁止)</b>	<b>第 31 条(譲渡・質入れの禁止)</b>
(省略)	(省略)
<b>第 27 条(規定の変更)</b>	<b>第 32 条(規定の変更)</b>
(省略)	(省略)